

平成 26 年 3 月 31 日

大和証券投資信託委託株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

## ジャパン・エクセレント 2014-04（早期償還条項付／限定追加型）

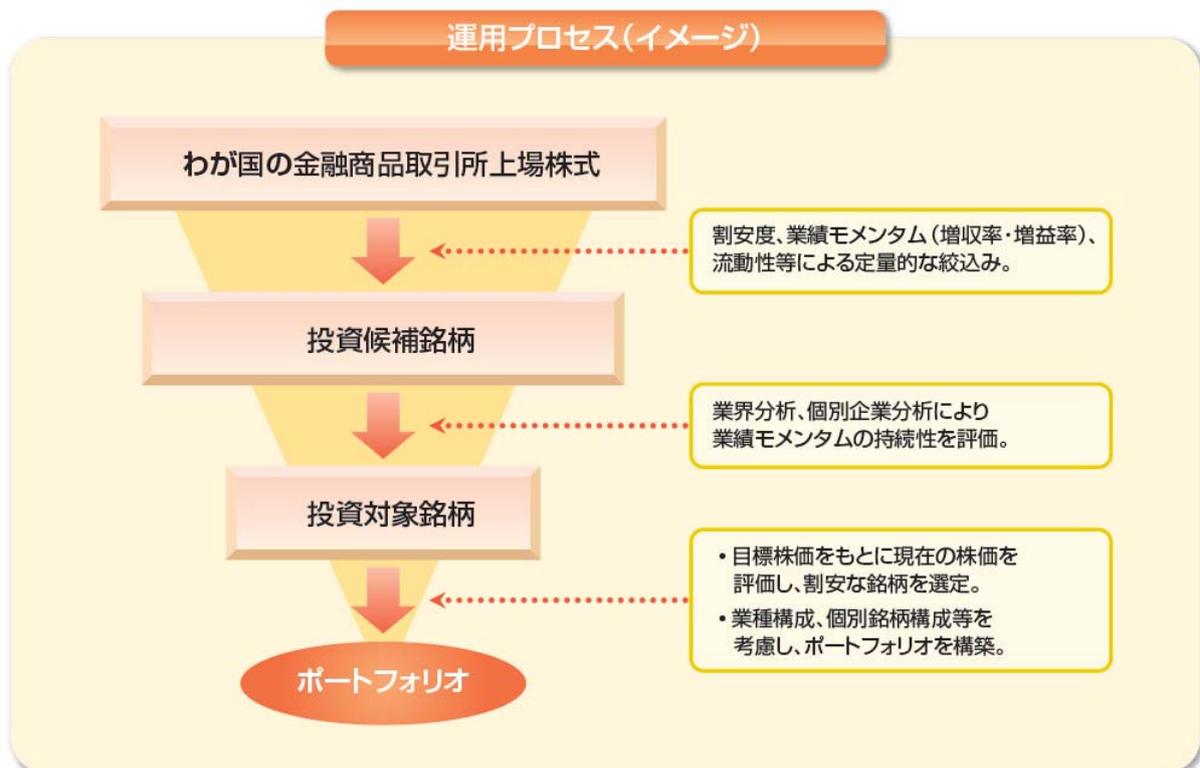
当社は、平成 26 年 4 月 30 日に「ジャパン・エクセレント 2014-04（早期償還条項付／限定追加型）」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

### 1. ファンドの特色

#### 1 わが国の株式に投資します。

- ◆ 銘柄の選定においては、主に業績動向、株価のバリュエーション等に着目します。
- ◆ 個別銘柄の流動性、株価水準等を考慮し、ポートフォリオを構築します。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

- ◆ベンチマーク（東証株価指数（TOPIX）：配当込み）を上回る投資成果をめざします。

### TOPIX（東証株価指数）とは

TOPIXは、東京証券取引所の第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化し、株価の変動をとらえようとするものです。

TOPIXは、1968年（昭和43年）1月4日（基準時）の時価総額を100として1969年（昭和44年）7月1日から株式会社東京証券取引所が算出・公表しております。

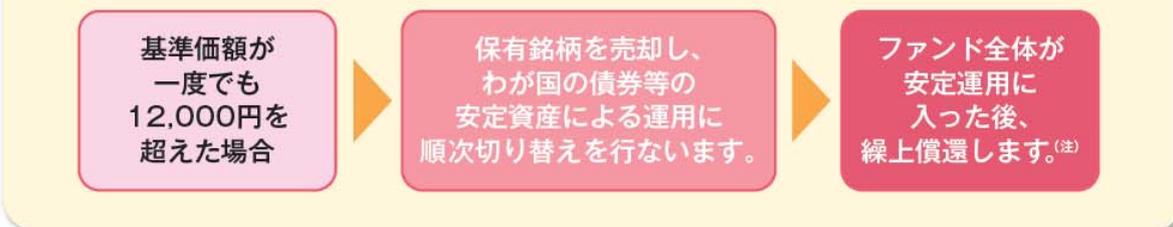
新規上場、上場廃止、増資など市場変動以外の要因により、時価総額が変わる場合には、基準時の時価総額を修正して、指数の連続性を維持します。

2

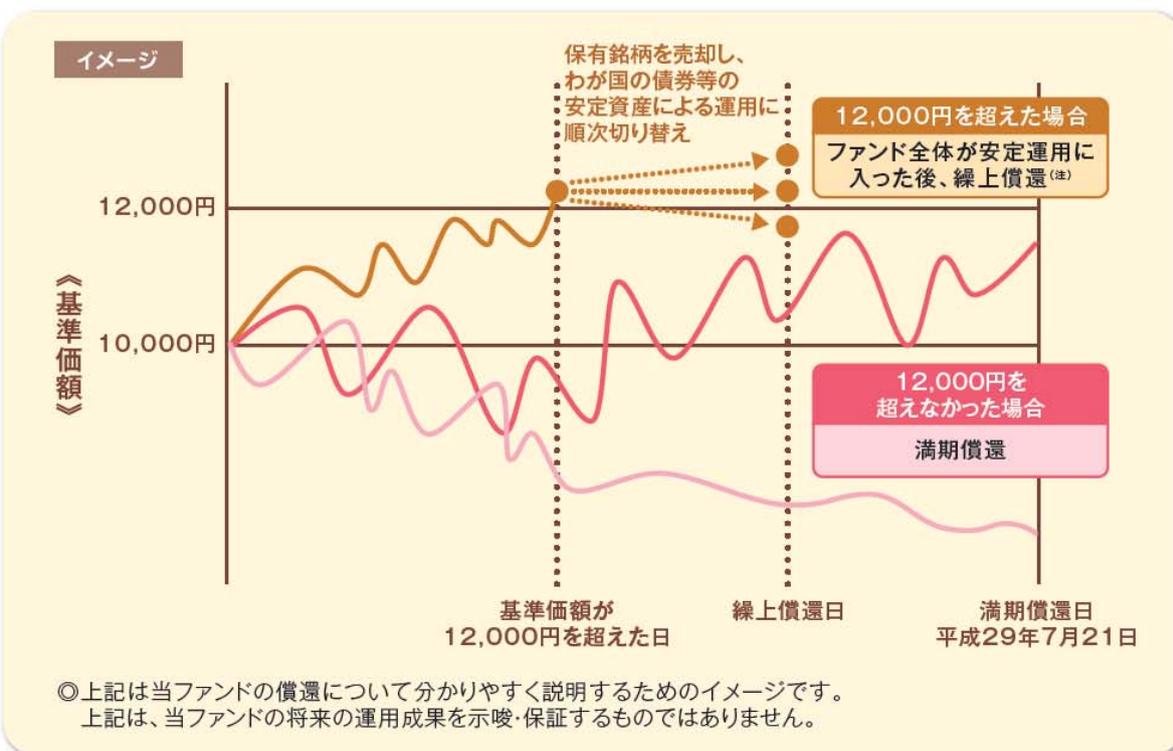
基準価額が一度でも12,000円を超えた場合、安定運用に入った後、繰上償還します。

◆基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。

繰上償還の仕組み



(注) 基準価額が12,000円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。



※流動性等により保有銘柄の売却が速やかに行なえない場合や、株式の権利関係等の処理に時間を要する場合などがあるため、基準価額が12,000円を超えてから繰上償還が行なわれるまで日数がかかることがあります。

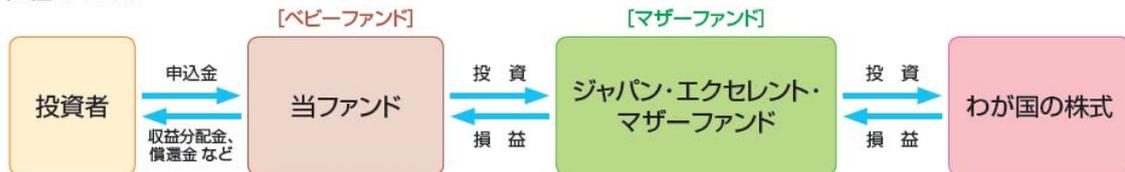
※基準価額が12,000円を超えてから償還までの市況動向等により、基準価額もしくは償還価額が12,000円以下となることがあります。

※上記基準価額水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの基準価額が12,000円を超えることを示唆または保証するものではありません。

## ファンドの仕組み

### ●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- マザーファンドにおいて、株式の組入比率は、通常の状態でも信託財産の純資産総額の80%程度以上とすることを基本とします。
- マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、わが国の株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および「ファンドの仕組み」の運用が行なわれないことがあります。

## 3

毎年1月21日および7月21日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注) 第1計算期間は、平成27年1月21日(休業日の場合翌営業日)までとします。

### 【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

## 4

当ファンドの購入の申込みは、平成26年6月30日までの間に限定して受付けます。

## 2. 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

<b>株価の変動</b> <b>(価格変動リスク・</b> <b>信用リスク)</b>	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 当ファンドは中小型株式に投資することがあります。中小型の株式については、株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動するリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響する可能性があります。
<b>その他</b>	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## 3. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
<b>購入時手数料</b>	販売会社が別に定めるものとします。 購入時の申込手数料の料率の上限は、 <b>3.24%*(税抜 3.0%)</b> です。 *消費税率が8%となる平成26年4月1日以降の率を表記しております。
<b>信託財産留保額</b>	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
<b>運用管理費用</b> <b>(信託報酬)</b>	毎日、信託財産の純資産総額に対して <b>年率 1.566%*(税抜 1.45%)</b> *消費税率が8%となる平成26年4月1日以降の率を表記しております。 ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
(委託会社) (販売会社) (受託会社)	年率 0.70%(税抜) 年率 0.70%(税抜) 年率 0.05%(税抜)
<b>その他の費用・</b> <b>手数料</b>	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

4. ご参考

ファンド名	ジャパン・エクセレント 2014-04 (早期償還条項付/限定追加型)
購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	① 当初申込期間 1万口当たり1万円 ② 継続申込期間 購入申込受付日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	① 当初申込期間 平成26年4月14日から平成26年4月28日まで ② 継続申込期間 平成26年4月30日から平成26年6月30日まで
設定日	平成26年4月30日
当初募集額	500億円を上限とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
信託期間	平成26年4月30日から平成29年7月21日まで
繰上償還	<p>●委託会社は、基準価額(1万口当たり。既払分配金を加算しません。)が一度でも12,000円を超えた場合、わが国の債券等の安定資産による運用に順次切り替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。ただし、基準価額が12,000円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。</p> <p>●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還ができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合</li> <li>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> <p>●すべての受益者が換金の意思表示をした場合、繰上償還を行ないません。この場合、償還手続きに伴い、通常の換金よりも日数がかかる場合があります。</p>
決算日	毎年1月21日および7月21日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、平成27年1月21日(休業日の場合翌営業日)までとします。
収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないません。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信託金の限度額	1,000億円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[ <a href="http://www.daiwa-am.co.jp/">http://www.daiwa-am.co.jp/</a> ]に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用があります。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です(平成26年1月1日以降)。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。
販売会社	日の出証券
受託銀行	りそな銀行

## 5. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上